

鳥取市新型コロナウイルス感染症特別対策利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市新型コロナウイルス感染症特別対策利子補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱（平成24年3月22日付第201200000446号鳥取県商工労働部長通知）第3条に規定する経済変動事象である令和元年度国際経済変動の新型コロナウイルス対策としての融資（以下「新型コロナ対策融資」という。）について、特に深刻な影響を受けた鳥取市内の中小企業者等の利子負担を軽減し、経済変動事象により影響を受けた者の資金繰り環境の円滑化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市内に事業所を有する中小企業等であって、次のいずれかの要件を満たす者（以下「借受者」という。）に対し、別表第1欄に掲げる事業を行う金融機関とする。

- (1) 4号認定（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の認定をいう。以下同じ。）若しくは5号認定（同項第5号の認定をいう。以下同じ。）を受けた個人事業主又は特例中小企業者（同条第6項に規定する特例中小企業者をいう。以下同じ。）である個人事業主
- (2) 4号認定若しくは5号認定を受けた中小企業者等又は特例中小企業者である中小企業者等。ただし、5号認定を受けた者にあつては、認定書に記載された売上高の減少率が15%以上の者に限る。
- (3) 鳥取県災害等緊急対策資金（平成28年10月以降に発生した鳥取県中部地震を震源とする地震に関するものに限る。）の借入金を新型コロナ対策融資に借換えを行った中小企業者等で次のア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 5号認定を受けた者
 - イ 売上高減少が前年同期と比して5%以上の者

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、新型コロナ対策融資1件ごとに、毎月月末時点の残高に対して、融資利率を年利0.7パーセントとした場合の利子に相当する額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）として算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、借受者が

償還を延滞したことにより生じた遅延利息及び損害金は、算定の対象としない。

- 2 前項の算定は、別表第2欄の区分に応じて同表第3欄の期間の残高を対象とし、1月1日から6月30日まで（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日まで（以下「下期」という。）の期間ごとにまとめて行う。

（補助申請等）

第5条 本補助金の交付申請は、上期又は下期の各期分について、それぞれ当該各期の終了後速やかに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症特別対策利子補助金調書（別記様式）
- (2) 借受者の一覧表
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（着手届を要しない場合）

第6条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出を要しないものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月9日から施行し、令和2年度に行われた対象融資から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行し、令和2年度に行われた対象融資から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年６月８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年９月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年１２月２２日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象事業	2 区分	3 対象期間
令和2年5月1日から令和4年3月31日までに保証申込を受けたもので、かつ令和2年5月1日から令和4年5月31日までに融資が実行された新型コロナ対策融資の借入金に係る利子の無償化	左記のうち、鳥取県新型コロナウイルス感染症対応利子補給補助金交付要綱（令和2年5月1日付第202000027683号。鳥取県商工労働部長通知）第3条の規定に基づき国の補助金の交付対象となる貸付（以下「国補助対象貸付」という。）の同要綱第4条の規定に基づき補助金の交付対象となる期間を除いた期間における利子	当該新型コロナ対策融資が実行された月の初日から起算して3年を経過した日から2年間
	国補助対象貸付以外の貸付に対する利子	当該新型コロナ対策融資が実行された月の初日から起算して5年間

別記様式（第 5 条関係）

鳥取市新型コロナウイルス感染症特別対策利子補助金 調書
(年 月～ 年 月)

融資利率を年 0.7 パーセントとした場合の利子に相当する額（単位：円）						
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	合計

※本様式の内容を網羅していれば、電算処理等による様式での提出も可とする。

このことについて、原本の内容と相違ありません。

年 月 日

金融機関名